

## 年少扶養控除等を算入しない場合の影響について

### 1 1号認定

#### (1) 年少扶養控除人数の所得階層基準額への影響

所得階層区分 (国基準)	国基準 利用者負担額	収入換算	16歳未満扶養 1人あたり控除額	16歳以上 19歳未満の扶養 1人あたり控除額	16歳未満の扶養親族の人数に応じた所得割基準額 (国基準モデルケース・片働き世帯・配偶者控除・年少扶養2人)					
					年少扶養0人	年少扶養1人	年少扶養2人	年少扶養3人	年少扶養4人	年少扶養5人
1区分 生活保護世帯	0円	-	-	-	0円	0円	0円	0円	0円	0円
			年少扶養を算入しない場合の影響		影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
2区分 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含)	9,100円	～270万	-	-	0円	0円	0円	0円	0円	0円
			年少扶養を算入しない場合の影響		影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
3区分 所得割課税額 77,100円以下	16,100円	～360万	21,300円	11,100円	34,500円以下	55,800円以下	77,100円以下	98,400円以下	119,700円以下	141,000円以下
			年少扶養を算入しない場合の影響		影響なし	影響なし	影響なし	77,101円～98,400 円の世帯が、3区分 から4区分となる	77,101円～119,700 円の世帯が、3区分 から4区分となる	77,101円～141,000 円の世帯が、3区分 から4区分となる
4区分 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	～680万	19,800円	7,200円	171,600円以下	191,400円以下	211,200円以下	231,000円以下	250,800円以下	270,600円以下
			年少扶養を算入しない場合の影響		34,501円～77,100 円の世帯が4区分か ら3区分となる	55,801円～77,100 円の世帯が4区分か ら3区分となる	影響なし	211,201円～ 231,000円の世帯 が、4区分から5区分 となる	211,201円～ 250,800円の世帯 が、4区分から5区分 となる	211,201円～ 270,600円の世帯 が、4区分から5区分 となる
5区分 所得割課税額 211,201円以上	25,700円	680万～	19,800円	7,200円	171,601円以上	191,401円以上	211,201円以上	231,001円以上	250,801円以上	270,601円以上
			年少扶養を算入しない場合の影響		171,601円～ 211,200円の世帯が 5区分から4区分とな る	191,401円～ 211,200円の世帯が 5区分から4区分とな る	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし

※16歳未満扶養一人あたり控除額(19,800円)は、所得控除額330,000円/人に市民税率6%を乗じたもの(3階層については、調整控除が含まれる)

※16歳以上19歳未満扶養一人あたり控除額(7,200円)は、所得控除額450,000円/人(特定扶養)から330,000円/人(一般扶養)に変更した差額の市民税率6%を乗じたもの(3階層については、調整控除が含まれる)

(2) 負担増件数 (年少扶養等の人数が3人以上)

(平成26年11月現在データから算出)

変更内容	順位	人数	差額 (月額)	影響額 (月額)	影響額 (年額)	1人あたり影響額 (年額)
3区分 ⇒ 4区分 (16,100円) ⇒ (20,500円)	第1子	9人	4,400円	39,600円	475,200円	52,800円
	第2子	19人	2,200円	41,800円	501,600円	26,400円
	第3子	9人	0円	0円	0円	0円
	計	37人	-	81,400円	976,800円	-
4区分 ⇒ 5区分 (20,500円) ⇒ (25,700円)	第1子	10人	5,200円	52,000円	624,000円	62,400円
	第2子	26人	2,600円	67,600円	811,200円	31,200円
	第3子	8人	0円	0円	0円	0円
	計	44人	-	119,600円	1,435,200円	-
計	-	81人	-	201,000円	2,412,000円	-

(3) 負担減件数 (年少扶養等の人数が1人以下)

変更内容	順位	人数	差額 (月額)	影響額 (月額)	影響額 (年額)	1人あたり影響額 (年額)
5区分 ⇒ 4区分 (25,700円) ⇒ (20,500円)	第1子	45人	5,200円	234,000円	2,808,000円	62,400円
4区分 ⇒ 3区分 (20,500円) ⇒ (16,100円)	第1子	32人	4,400円	140,800円	1,689,600円	52,800円
計	-	77人	-	374,800円	4,497,600円	-

参考資料 16歳未満扶養人数別表

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	計
満3歳	1	2	7	2	0	0	0	0	12
3歳	23	310	538	130	12	1	0	0	1,014
4歳	33	207	586	159	22	4	0	0	1,011
5歳	24	225	646	166	20	1	0	1	1,083
計	81	744	1,777	457	54	6	0	1	3,120
	825			518					

参考資料 16歳以上19歳未満扶養人数別表

	0人	1人	2人	計
満3歳	12	0	0	12
3歳	1,007	7	0	1,014
4歳	1,003	7	1	1,011
5歳	1,073	10	0	1,083
計	3,095	24	1	3,120

(4) 保育料徴収基準(現行)と利用者負担基準(新制度)適用時の保育所入所者の分布

(平成26年10月現在データから算出)

階層		現行階層																	新階層別 人数小計	
		A	B 1	B 2	C 1	C 2	C 3	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7	D 8	D 9	D 10	D 11		D 12
新階層 (案)	A	65																		65
	B 1		94	2	1	1	8	1	1											108
	B 2			56	8	2	17		1											84
	C 1		1	2	6	1	7		2											19
	C 2		5	3	6		17	3	15	22	10	4	3							88
	C 3						2			1	3	2								8
	D 1						2				3	3								8
	D 2						2	1	5	4	11	9	4							36
	D 3				2	2	8		3	5	22	15	13							70
	D 4						2		2	4	33	36	42	10						129
	D 5									2	16	37	65	42	1					163
	D 6										5	18	143	141	50		1			358
	D 7									2		1	29	203	103	1		1		340
D 8											1		57	304	37				399	
D 9														101	60	12	1		174	
D 10														2	28	99	32	8	169	
D 11														2	97	35	16		150	
D 12														2	20	77	85	179	363	
旧階層別 人数小計		65	100	63	23	6	63	7	29	40	103	126	299	455	591	314	157	111	179	2,731
保育料(減)		0	0	2	9	4	49	4	19	27	49	69	127	193	154	38	13	10	0	767
保育料(増)		0	6	5	8	2	12	1	5	8	21	20	29	59	133	216	112	85	0	722
増減なし		65	94	56	6	0	2	2	5	5	33	37	143	203	304	60	32	16	179	1,242

階層区分変更(保育料減)  
見込人数:767名  
減額合計:2,817,400円(月額)

階層区分変更(保育料増)  
見込人数:722名  
増額合計:1,653,400円(月額)